

◇令和2年度総合評価落札方式等説明会（業者向）における質疑様式

【質疑受付期間：令和2年5月21日（木）～5月29日（金）】

管内：大分土木事務所
質問内容： 企業の施工実績・配置予定技術者の施工経験の「請負代金額2千5百万円」及び県内企業の活用の「請負代金額500万円」の請負代金額には消費税が含まれるかどうかを明確に表示してほしい。例えば、「請負代金額2千5百万円(税込)」。
回答： 企業の施工実績・配置予定技術者の施工経験等の判断基準となります「請負代金額」につきましては、消費税を含む『税込』金額となります。

管内：大分土木事務所
質問内容： 企業の施工実績の工事成績評定点は過去5年間、配置予定技術者の工事成績評定点は過去4年間と1年間の差があります。平均点と最高点の違いがあるがとはいえ、なぜ差があるのですか。5年間に出来ないのですか。
回答： 「企業の施工実績」部分において、土木工事の場合は過去4年間、建築工事の場合は過去5年間の工事成績評定点の平均値を評価しております。「配置予定技術者の能力」部分においては、土木・建築工事ともに過去4年間の工事成績評定点の最高点を評価しております。 国や他県の評価状況を踏まえて、基本的には過去4年間を評価対象期間としておりますが、建築工事においては発注件数が少ないことから、より多くの工事を評価対象とするために期間を1年拡大しているところであります。 また、配置予定技術者の評価対象期間の拡大については、土木・建築工事で発注件数に差はありますが、技術者の持ち点の固定化に繋がり、経験豊富な技術者と若手技術者との差が大きくなることから、将来の建設業の担い手となる若手技術者の育成への弊害となる可能性があるため、現在のところ変更する予定はありません。

管内：大分土木事務所

質問内容：

配置予定技術者の優良工事担当履歴に現場代理人の実績が除かれるのはなぜですか。
工事成績評定点の評価には現場代理人は含まれています。優良工事表彰が工事成績評
定点で判断されるのであれば、現場代理人の実績を優良工事担当履歴に含めても良い
のではないのでしょうか。

回答：

配置予定技術者（主任技術者及び監理技術者）は、建設業法第26条で工事現場への
配置を義務付けられており、同法同条の3に職務として「品質管理」が記載されていま
す。そのため、配置予定技術者が主に工事現場における品質管理を統括することより、
配置予定技術者の優良工事担当履歴を評価しております。

なお、「配置予定技術者の能力」部分における「工事成績評定点の最高点」の評価につ
いては、当該業種（工種）に応じた資格を有していた場合のみ、現場代理人としての実
績を評価対象としています。